・評価項目①に対して代表的な工事１件の資料を提出すること。なお、複数の評価項目に対し、同一の工事によるものであっても差し支えない。
・評価項目③の企業体制（安全）（ＩＳＯ45001又はＣＯＨＳＭＳの認証状況）の評価項目又は評価項目④の企業体制（品質管理・環境）（ＩＳＯ9001及びＩＳＯ14001の認証状況）の評価項目がある場合は、いずれも申請者が取得している認証が評価指標に該当し、かつ、認証を受けた活動範囲が本工事に係る内容を含むものに限り評価する。

イ）施工計画の評価について

評価項目　家屋近接区間での施工時の騒音対策及び振動対策に関して施工計画書の作成時に配慮すべき留意点

評価指標

優：適切かつ具体的な留意点の記述が２つある
良：適切かつ具体的な留意点の記述が１つある
可：上記に該当しない

・施工計画の評価は、評価項目に示す内容について施工計画書を作成する際に「配慮すべき留意点」が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。よって以下の場合のように、
単に施工内容のみの記載に留まり、「配慮すべき留意点」の記載がない場合、加点評価の対象としない。
・○○作業時は▲▲を実施する。
・○○運搬時は、速度○㎞／ｈ以下で走行する。
・特記仕様書記載の「共通仕様書１―66工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案に関する事項」の定義に該当する内容は加点評価の対象とせず、受注後の提案としても採用しないので注意すること。
・施工計画が未提出又は白紙の場合は、「可」と評価する。
・施工計画に記載する配慮すべき事項は２項目までとする。
・施工計画は、所定の様式により、簡潔かつ要領よく記述するものとする。
・１項目に記載できる配慮すべき事項の内容は、１行あたり48文字以内で２行までとする。
なお、所定の行数、文字数を超えている場合、当該項目について評価しない。
・「共通仕様書、特記仕様書に基づき施工」「関係法令を遵守した標準的な施工」等の表現の記載がある場合又は、「仕様書及び関係法令で定められた内容」と同じ記載の場合は当該項目について評価しない。
・記載された内容が不適切な場合や関係法令に違反する場合等については、当該部分を不採用とし、その旨通知するものとする。

⑶　技術評価点の付与方法

ア）企業の評価について

評価項目①　同種工事の施工実績
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

評価項目②　同種工事の施工実績件数
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

評価項目③　企業体制（安全）
・配点（20点）有20点・無０点
・総合評価点算出用（α：0.1）有２点・無０点

評価項目④　企業体制（品質管理・環境）
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

イ）施工計画の評価について

評価項目　家屋近接区間での施工時の騒音対策及び振動対策に関して施工計画書の作成時に配慮すべき留意点
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

⑷　落札者となるべき者の決定方法　技術資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ × 100）－ 50）／（Ｘ／Ｌ － 0.5）　（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　上記⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑹　施工計画の履行に関する事項　受注者の責により、技術資料に記載された施工計画の内容が履行されなかった場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点するとともに、契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1447

⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「入札説明書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。

①　交付期間：入札公告日から令和３年７月14日（水）まで。
②　交付場所：当社ホームページによる。
③　交付方法：当社ホームページの入札公告・契約情報検索のページにデータをアップロードして交付する。
（URL：https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/search）
入札説明書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札公告・契約情報検索のページに掲載する。

⑶　申請書等の提出期間及び提出方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（審査基準日が、平成30年10月29日より後のもの）、技術資料、競争参加資格確認申請書及び参加希望者が特定建設工事共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。

①　提出期間：入札公告日から令和３年５月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出方法：電子入札システムにより提出すること。（詳細は技術資料作成要領による。）ただし、契約責任者へ郵送による紙入札方式の届出を行った場合は、上記①の期間に上記⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお郵送方法は、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」８－３による。
③　申請書等の確認　申請書等の提出にあたっては、内容確認を行わないため、記載漏れ、記載ミス又は必要書類の不足等があった場合は、競争参加資格を認めない場合があることから、十分に注意すること。